

志木市建設工事等最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、志木市が発注する建設工事(以下「工事」という。)、道路、河川、砂防、上下水道、公園施設等の機能若しくは構造の維持若しくは保全を図るための業務委託(以下「土木施設維持管理」という。)又は工事に係る設計、調査若しくは測量業務委託(以下「設計委託」という。)の請負に関する一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)を執行するに当たり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づきあらかじめ設ける最低制限価格に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 この要領の対象となる競争入札は、設計額が130万円を超える工事、土木施設維持管理又は設計委託の請負契約に係るものとする。ただし、志木市建設工事競争入札の低入札価格調査制度要綱(平成13年4月1日制定)の規定が適用される競争入札を除く。

(工事及び土木施設維持管理における最低制限価格の設定)

第3条 工事及び土木施設維持管理における最低制限価格は、予定価格の算出基礎となった次に掲げる額の合計額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項に掲げる額の合計額とすることが適当でない認められる場合には、同項の規定にかかわらず、最低制限価格は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 第1項第1号ただし書及び前項に規定する額については、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、1,000円未満の端数は切り捨て、端数処理後の額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、1,000円未満の端数を切り上げ、端数処理後の額に100分の110を乗じて得た額とする。

（設計委託における最低制限価格の設定）

第4条 設計委託における最低制限価格は、次の表の左欄に掲げる業種の区分ごとに予定価格の算出の基礎となった同表①から④にまでの欄に掲げる額の合計額（その合計額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に100分の110を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる業種ごとにそれぞれ当該各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 測量業務 その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超えるときは10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たないときは10分の6を乗じて得た額

(2) 建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務 その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超えるときは10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たないときは10分の6を乗じて得た額

(3) 地質調査業務 その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超えるときは10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たないときは3分の2を乗じて得た額

3 前2項の規定にかかわらず、第1項の表に掲げる額の合計額を適用することが適当でない認められる場合には、測量業務の最低制限価格は、予定価格に10分の6を乗じて得た額から10分の8.2を乗じて得た額までの範囲内と、建設関係及び土木関係の建設コンサルタ

ント業務並びに補償関係コンサルタント業務の最低制限価格は、予定価格に10分の6を乗じて得た額から10分の8を乗じて得た額までの範囲内と、地質調査業務の最低制限価格は、予定価格に3分の2を乗じて得た額から10分の8.5を乗じて得た額までの範囲内の額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とすることができる。

(予定価格調書への最低制限価格の記載)

第5条 予定価格調書には、予定価格及び入札書比較価格のほか、「最低制限価格何円」と記載するとともに、当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を「(最低制限価格の110分の100の額何円)」と記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 入札の執行に当たっては、入札公告又は入札説明書に最低制限価格を設けた旨を記載するものとする。

(落札者の決定)

第7条 最低制限価格を設けた対象競争入札について、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 前項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定はくじによるものとする。

3 第1項の最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者は、当該申込みに係る再度の競争入札に申し込むことができないものとする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。